

平成 27 年度水質検査計画

(簡 易 水 道)



上漆原第 2 配水池

舞鶴市水道部

目 次

はじめに	1
1 検査に当たっての基本方針	1
2 簡易水道事業の概要	2
3 水源及び水道水の水質状況	3
4 水道水の水質検査の項目、頻度及び採取場所	3
5 原水の水質試験の項目、頻度及び採取場所	3
6 水質検査（試験）の方法	4
7 臨時の水質検査	5
8 水質検査の精度と信頼性の保証	5
9 水質検査計画及び水質検査結果の公表	5
10 関係者との連携	6
11 水質検査結果等の評価	6
別表 1 水質基準項目の検査（試験）頻度	7～11
別表 2 水質管理目標設定項目の検査（試験）頻度	12～16
別表 3 独自に行う項目の試験頻度	12～16
別図一1 舞鶴市簡易水道施設位置図	17

はじめに

この「水質検査計画」は、市民の皆様へ安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、舞鶴市が実施する水質検査等の地点や項目及び頻度について、毎年策定し公表するものです。

本市では、水質管理の方法として、水道法に基づく水質基準に適合しているかどうかを確認する給水栓の水質検査のほか、原水の状況を確認する水質試験を実施しております。

平成 26 年度も水質基準等の見直しが行われ、平成 27 年 4 月 1 日より施行されることになりました。水質基準において、「ジクロロ酢酸」が基準値「0.04 mg/ℓ以下であること。」から「0.03 mg/ℓ以下であること。」に、また、「トリクロロ酢酸」が基準値「0.2 mg/ℓ以下であること。」から「0.03 mg/ℓ以下であること。」にそれぞれ改正されました。

平成 27 年度も、この「水質検査計画」に基づき水質管理を進めてまいります。

1 検査に当たっての基本方針

平成 27 年度水質検査計画の基本方針は次のとおりです。

(1) 水質検査及び水質試験の地点

水質基準が適用される給水栓水（蛇口）及び浄水場の入口の水（原水）の水質検査及び水質試験を実施します。

(2) 検査項目及び試験項目

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水質基準 51 項目と毎日検査の 3 項目について実施します。
- ② 水質試験は、施設等の水の採取地点の状況に応じて、水質基準の項目や水質管理目標設定項目 26 項目中の 9 項目及びその他の必要な項目（浄水処理等の工程管理のために有用となる項目）について実施します。

(3) 検査（試験）の頻度

- ① 水道水の水質検査については、法令や過去の検査結果等に基づき、項目に応じて頻度を設定して実施します。（年に 1 回以上実施）
- ② 原水の水質試験については、原水の水質状況の把握及び適切な浄水管理を行うため、給水栓水の検査結果をもとに、項目に応じて頻度を設定して実施します。
- ③ 水質管理をより強化する必要がある時は、必要な項目について臨時の水質検査及び水質試験を行います。

2 簡易水道事業の概要

本市の山間部を中心とした地域では、簡易水道により水道水を供給しています。

平成 27 年度は 19 簡易水道事業の 20 浄水場から給水しています。

○ 給水状況及び施設の概要は次の表のとおりです。(平成 26 年 3 月 31 日現在)

事業名	給水地区名	計画 給水人口 (人)	計画 給水量 (m ³)	日平均 給水量 (m ³)	水源 種別	浄水方法
地頭	地頭 大俣 小俣 滝ヶ宇呂	440	235	111	深井戸	—
田井	田井の一部	240	96	51	表流水	緩速ろ過
大丹生千歳	大丹生 千歳	290	160	103.2	深井戸	—
丸山	三浜 小橋	650	325	112.9	表流水	急速ろ過(小橋) 膜ろ過(三浜)
岡田中	西方寺 河原 下見谷 下漆原 上漆原の一部(※)	400	147	61	深井戸	—
岡田下	久田美 大川 志高 真壁	1,200	400	232.4	深井戸	—
白杉	白杉	200	76	28.3	表流水 深井戸	膜ろ過
吉田	吉田	180	45	29.8	深井戸	—
青井	青井	260	72.5	51.5	深井戸	—
八戸地	八戸地	150	45	31.3	浅井戸	—
佐波賀	下佐波賀 上佐波賀	180	67.5	39.5	深井戸	急速ろ過
野原	野原	370	230	123	浅井戸	—
瀬崎	瀬崎	110	53	22.7	深井戸	—
岸谷	岸谷	150	23.5	15.5	表流水	緩速ろ過
上根寺田	上根 寺田	160	48	33.5	深井戸	—
成生	成生	105	42	17.7	浅井戸	—
岡田由里	岡田由里 富室	370	130.5	76.1	深井戸	—
桑飼	上村 宇谷 桑飼下	410	105	122.5	深井戸	—
真倉	真倉	400	120	56.2	浅井戸	—

(※) 平成 26 年 4 月より岡田中簡易水道給水地区に上漆原全域と長谷が入りました。

3 水源及び水道水の水質状況

深井戸及び浅井戸を水源としている多くの施設においては、一年を通じて安定した水質であり、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌のみで水質基準を満たしています。しかし、アルミニウムや鉄を含有した水質の施設もあります。

表流水を水源としている施設においては、通常は概ね安定した水質であるものの、降雨時には水質が悪化することもあり、濁度、色度の浄水処理及び次亜塩素酸ナトリウム注入量の調整に留意する必要があります。

4 水道水の水質検査の項目、頻度及び採取場所

(1) 検査項目及び頻度

① 給水栓（蛇口）の毎日検査

給水栓において、「色、濁り、消毒の残留効果」の3項目の検査を1日1回行います。

なお、この検査については、各施設の補助管理人において実施します。

② 給水栓の定期検査

水質検査の項目及び頻度は、別表1-①～⑤、別表2-①～⑤及び別表3-①～⑤のとおりとします。

(2) 採取場所

給水栓水の採取場所については、簡易水道ごとに1地点選定します。

5 原水の水質試験の項目、頻度及び採取場所

(1) 試験項目及び頻度

原水の水質試験の項目及び頻度は、別表1-①～⑤、別表2-①～⑤及び別表3-①～⑤のとおりとします。

(2) 採取地点

原水の採取場所については、各浄水場の入口の流入水とします。

6 水質検査（試験）の方法

① 水質検査（試験）は、水道部浄水課水質管理係が行います（自己検査）。

ただし、次の項目については、水道法第 20 条により、厚生労働大臣に登録の水質検査機関に委託します。

- 水質基準項目：カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromokジクロロメタン、ブromokホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類
- 水質管理目標設定項目：マンガン及びその化合物、従属栄養細菌、アルミニウム及びその化合物
- 独自に行う項目：大腸菌（最確数）、クリプトスポリジウム等（ジアルジア含む）

② 委託の方法については、次のとおりです。

- ・委託する検査機関の選定は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の中から入札により決定します。
- ・臨時の水質検査についても検査が必要な委託項目は当年度の委託検査機関に依頼します。
- ・委託した検査の実施状況の確認については、標準作業書、精度管理調査の書類を確認するほか、濃度計算書等も徴収し、必要があれば委託検査機関への立入検査を行います。
- ・委託項目の試料採取についても自己検査で採取する試料同様に、水道部の水質管理担当職員が行います。
- ・委託項目の試料の運搬は、上福井浄水場で試料の受け渡し後、委託検査機関まで委託検査機関の社員が行います。試料は、クーラーボックス等に入れて保冷するとともに、破損防止の措置を施します。
- ・委託検査機関までの搬入時間は、次の③の検査方法で定める時間内に検査が開始できるように搬入します。

③ 検査方法は、基準項目については「水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省第 101 号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）」で、水質管理目標設定項目については「厚生労働省健康局水質課長通知（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」で、指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査については「厚生労働省健康局水道課長通知（平成 19 年 3 月 30 日健水発第 030006 号）」で、その他の項目については「上水試験方法（日本水道協会編）」で行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査の精度と信頼性の保証

検査項目は多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。本市では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査に努めてまいります。

(1) 水質検査の精度

原則として、基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数が金属類では 10%以下、有機物では 20%以下の検査を行います。

(2) 信頼性の保証

測定者の業務の維持向上のため、分析機器ごとに測定マニュアルを整えて精度の高い測定を行い、水質検査の信頼性確保に努めるとともに、京都府水道水質管理計画に基づき行われる精度管理の評価試験などに参加して、信頼性の確保に努めてまいります。

9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、舞鶴市の情報公開コーナーで閲覧に供するほか、舞鶴市水道部のホームページ上に掲載して公開します。

検査結果については、舞鶴市水道部のホームページ上に掲載して公開します。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.suido.maizuru.kyoto.jp/>

1 0 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、京都府中丹東保健所及び舞鶴市環境対策室等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査等を実施し、水道水の安全性の確保に努めます。

1 1 水質検査結果等の評価

水質検査や水質試験結果については、項目ごとに基準値や目標値との比較・検討を行い、翌年度の水質検査計画に反映させて行きます。

水質基準項目の検査(試験)頻度

別表1-①

番号	簡易水道名 検査項目	地頭 簡易水道		田井 簡易水道		大丹生千歳 簡易水道		丸山 簡易水道(三浜系)	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	6	12	6	12	6	12	6
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基4	水銀及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基5	セレン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基6	鉛及びその化合物	委 4	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基7	ヒ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基8	六価クロム化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基9	亜硝酸態窒素	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	6	12	6	12	6	12	6
基12	フッ素及びその化合物	12	6	12	6	12	6	12	6
基13	ホウ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基14	四塩化炭素	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基15	1,4-ジオキサン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基17	ジクロロメタン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基18	テトラクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基19	トリクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基20	ベンゼン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基21	塩素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基22	クロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基23	クロロホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基24	ジクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基25	ジブromクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基26	臭素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基27	総トリハロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基28	トリクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基29	ブromジクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基30	ブromホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基31	ホルムアルデヒド	委 4		委 4		委 4		委 4	
基32	亜鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基33	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1
基34	鉄及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基35	銅及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基36	ナトリウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基37	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基38	塩化物イオン	12	6	12	6	12	6	12	6
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1	1	1	1	1
基40	蒸発残留物	4	1	1	1	1	1	1	1
基41	陰イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基42	ジェオスミン	委 1	委 1	委 3	委 1	委 1	委 1	委 3	委 1
基43	2-メチルイソボルネオール	委 1	委 1	委 3	委 1	委 1	委 1	委 3	委 1
基44	非イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基45	フェノール類	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基46	有機物(TOC量)	12	6	12	6	12	6	12	6
基47	pH値	12	6	12	6	12	6	12	6
基48	味	12		12		12		12	
基49	臭気	12	6	12	6	12	6	12	6
基50	色度	12	6	12	6	12	6	12	6
基51	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
毎1	色	366*		366*		366*		366*	
毎2	濁り	366*		366*		366*		366*	
毎3	消毒の残留効果	366*		366*		366*		366*	

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

*:各簡易水道の補助管理人に委託します。

水質基準項目の検査(試験)頻度

別表1-②

番号	簡易水道名 検査項目	丸山 簡易水道(小橋系)		岡田中 簡易水道		岡田下 簡易水道(志高系)		白杉 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	6	12	6	12	6	12	6
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基4	水銀及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基5	セレン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基6	鉛及びその化合物	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基7	ヒ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基8	六価クロム化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基9	亜硝酸態窒素	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	6	12	6	12	6	12	6
基12	フッ素及びその化合物	12	6	12	6	12	6	12	6
基13	ホウ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基14	四塩化炭素	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基15	1,4-ジオキサン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基17	ジクロロメタン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基18	テトラクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基19	トリクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基20	ベンゼン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基21	塩素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基22	クロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基23	クロロホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基24	ジクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基25	ジブromクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基26	臭素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基27	総トリハロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基28	トリクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基29	ブromジクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基30	ブromホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基31	ホルムアルデヒド	委 4		委 4		委 4		委 4	
基32	亜鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基33	アルミニウム及びその化合物	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基34	鉄及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基35	銅及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基36	ナトリウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基37	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1
基38	塩化物イオン	12	6	12	6	12	6	12	6
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1
基40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1
基41	陰イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基42	ジェオスミン	委 3	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 3	委 1
基43	2-メチルイソボルネオール	委 3	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 3	委 1
基44	非イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基45	フェノール類	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基46	有機物(TOC量)	12	6	12	6	12	6	12	6
基47	pH値	12	6	12	6	12	6	12	6
基48	味	12		12		12		12	
基49	臭気	12	6	12	6	12	6	12	6
基50	色度	12	6	12	6	12	6	12	6
基51	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
毎1	色	366*		366*		366*		366*	
毎2	濁り	366*		366*		366*		366*	
毎3	消毒の残留効果	366*		366*		366*		366*	

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

*:各簡易水道の補助管理人に委託します。

水質基準項目の検査(試験)頻度

別表1-③

番号	簡易水道名 検査項目	吉田 簡易水道		青井 簡易水道		八戸地 簡易水道		佐波賀 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	6	12	6	12	6	12	6
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基4	水銀及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基5	セレン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基6	鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1
基7	ヒ素及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基8	六価クロム化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基9	亜硝酸態窒素	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	6	12	6	12	6	12	6
基12	フッ素及びその化合物	12	6	12	6	12	6	12	6
基13	ホウ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基14	四塩化炭素	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基15	1,4-ジオキサン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基17	ジクロロメタン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基18	テトラクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基19	トリクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基20	ベンゼン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基21	塩素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基22	クロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基23	クロロホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基24	ジクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基25	ジブromクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基26	臭素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基27	総トリハロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基28	トリクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基29	ブromジクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基30	ブromホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基31	ホルムアルデヒド	委 4		委 4		委 4		委 4	
基32	亜鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基33	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基34	鉄及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基35	銅及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基36	ナトリウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基37	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基38	塩化物イオン	12	6	12	6	12	6	12	6
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1	1	1	1	1
基40	蒸発残留物	4	1	4	1	1	1	4	1
基41	陰イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基42	ジェオスミン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基43	2-メチルイソボルネオール	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基44	非イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基45	フェノール類	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基46	有機物 (TOC 量)	12	6	12	6	12	6	12	6
基47	pH 値	12	6	12	6	12	6	12	6
基48	味	12		12		12		12	
基49	臭気	12	6	12	6	12	6	12	6
基50	色度	12	6	12	6	12	6	12	6
基51	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
毎1	色	366 *		366 *		366 *		366 *	
毎2	濁り	366 *		366 *		366 *		366 *	
毎3	消毒の残留効果	366 *		366 *		366 *		366 *	

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

*:各簡易水道の補助管理人に委託します。

水質基準項目の検査(試験)頻度

別表1-④

番号	簡易水道名 検査項目	野原 簡易水道		瀬崎 簡易水道		岸谷 簡易水道		上根寺田 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	6	12	6	12	6	12	6
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基4	水銀及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基5	セレン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基6	鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1
基7	ヒ素及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1
基8	六価クロム化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基9	亜硝酸態窒素	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	6	12	6	12	6	12	6
基12	フッ素及びその化合物	12	6	12	6	12	6	12	6
基13	ホウ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基14	四塩化炭素	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基15	1,4-ジオキサン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基17	ジクロロメタン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基18	テトラクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基19	トリクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基20	ベンゼン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基21	塩素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基22	クロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基23	クロロホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基24	ジクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基25	ジブromクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基26	臭素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基27	総トリハロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基28	トリクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基29	ブromジクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基30	ブromホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基31	ホルムアルデヒド	委 4		委 4		委 4		委 4	
基32	亜鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基33	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基34	鉄及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基35	銅及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基36	ナトリウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基37	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基38	塩化物イオン	12	6	12	6	12	6	12	6
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	4	1
基40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	4	1
基41	陰イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基42	ジェオスミン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 3	委 1	委 1	委 1
基43	2-メチルイソボルネオール	委 1	委 1	委 1	委 1	委 3	委 1	委 1	委 1
基44	非イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基45	フェノール類	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基46	有機物(TOC量)	12	6	12	6	12	6	12	6
基47	pH値	12	6	12	6	12	6	12	6
基48	味	12		12		12		12	
基49	臭気	12	6	12	6	12	6	12	6
基50	色度	12	6	12	6	12	6	12	6
基51	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
毎1	色	366*		366*		366*		366*	
毎2	濁り	366*		366*		366*		366*	
毎3	消毒の残留効果	366*		366*		366*		366*	

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

*:各簡易水道の補助管理人に委託します。

水質基準項目の検査(試験)頻度

別表1-⑤

番号	簡易水道名 検査項目	成生 簡易水道		岡田由里 簡易水道		桑飼 簡易水道		真倉 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
基1	一般細菌	12	6	12	6	12	6	12	6
基2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基4	水銀及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基5	セレン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基6	鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基7	ヒ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基8	六価クロム化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基9	亜硝酸態窒素	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	6	12	6	12	6	12	6
基12	フッ素及びその化合物	12	6	12	6	12	6	12	6
基13	ホウ素及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基14	四塩化炭素	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基15	1,4-ジオキサン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基17	ジクロロメタン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基18	テトラクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基19	トリクロロエチレン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基20	ベンゼン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基21	塩素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基22	クロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基23	クロロホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基24	ジクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基25	ジブromクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基26	臭素酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基27	総トリハロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基28	トリクロロ酢酸	委 4		委 4		委 4		委 4	
基29	ブromジクロロメタン	委 4		委 4		委 4		委 4	
基30	ブromホルム	委 4		委 4		委 4		委 4	
基31	ホルムアルデヒド	委 4		委 4		委 4		委 4	
基32	亜鉛及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基33	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基34	鉄及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基35	銅及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基36	ナトリウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基37	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基38	塩化物イオン	12	6	12	6	12	6	12	6
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4	1	4	1
基40	蒸発残留物	1	1	1	1	4	1	4	1
基41	陰イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基42	ジェオスミン	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基43	2-メチルイソボルネオール	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基44	非イオン界面活性剤	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基45	フェノール類	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
基46	有機物 (TOC 量)	12	6	12	6	12	6	12	6
基47	pH 値	12	6	12	6	12	6	12	6
基48	味	12		12		12		12	
基49	臭気	12	6	12	6	12	6	12	6
基50	色度	12	6	12	6	12	6	12	6
基51	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
毎1	色	366 *		366 *		366 *		366 *	
毎2	濁り	366 *		366 *		366 *		366 *	
毎3	消毒の残留効果	366 *		366 *		366 *		366 *	

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

*:各簡易水道の補助管理人に委託します。

水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

別表2-①

番号	簡易水道名 検査項目	地頭 簡易水道		田井 簡易水道		大丹生千歳 簡易水道		丸山 簡易水道(三浜系)	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物								
目2	ウラン及びその化合物								
目3	ニッケル及びその化合物								
目5	1, 2 - ジクロロエタン								
目8	トルエン								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)								
目10	亜塩素酸								
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル								
目14	抱水クロラー								
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12		12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1	1	1	1	1
目18	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
目19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1
目20	1, 1, 1 - トリクロロエタン								
目21	メチル-tert-ブチルエーテル								
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)								
目23	臭気強度 (TON)								
目24	蒸発残留物	4	1	1	1	1	1	1	1
目25	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
目26	pH 値	12	6	12	6	12	6	12	6
目27	腐食性(ランゲリア指数)								
目28	従属栄養細菌	委 1		委 1		委 1		委 1	
目29	1, 1 - ジクロロエチレン								
目30	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

独自に行う項目の試験頻度

別表3-①

簡易水道名 検査項目	地頭 簡易水道		田井 簡易水道		大丹生千歳 簡易水道		丸山 簡易水道(三浜系)	
	測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率	12	6	12	6	12	6	12	6
アルカリ度		1		1		1		1
酸度	1	1	1	1	1	1	1	1
侵食性遊離炭酸		1		1		1		1
COD								
BOD								
溶存酸素								
SS								
リン酸イオン								
硫酸イオン								
大腸菌(最確数)		委 4		委 4		委 4		委 4
嫌気性芽胞菌		12		12		12		12
アンモニア態窒素								
全窒素								
全リン								
トリハロメタン生成能								
生物								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等		委 4		委 4		委 4		
ダイオキシン類								

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

別表2-②

番号	簡易水道名 検査項目	丸山 簡易水道(小橋系)		岡田中 簡易水道		岡田下簡易水道(志高系)		白杉 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物								
目2	ウラン及びその化合物								
目3	ニッケル及びその化合物								
目5	1, 2-ジクロロエタン								
目8	トルエン								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)								
目10	亜塩素酸								
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル								
目14	抱水クロール								
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12		12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1
目18	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1
目19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン								
目21	メチル-tert-ブチルエーテル								
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)								
目23	臭気強度 (TON)								
目24	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1
目25	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
目26	pH値	12	6	12	6	12	6	12	6
目27	腐食性(ランゲリア指数)								
目28	従属栄養細菌	委 1		委 1		委 1		委 1	
目29	1, 1-ジクロロエチレン								
目30	アルミニウム及びその化合物	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

独自に行う項目の試験頻度

別表3-②

簡易水道名 検査項目	丸山 簡易水道(小橋系)		岡田中 簡易水道		岡田下簡易水道(志高系)		白杉 簡易水道	
	測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率	12	6	12	6	12	6	12	6
アルカリ度		1		1		1		1
酸度	1	1	1	1	1	1	1	1
侵食性遊離炭酸		1		1		1		1
COD								
BOD								
溶存酸素								
SS								
リン酸イオン								
硫酸イオン								
大腸菌(最確数)		委 4		委 4		委 4		委 4
嫌気性芽胞菌		12		12		12		12
アンモニア態窒素								
全窒素								
全リン								
トリハロメタン生成能								
生物								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等		委 4		委 4		委 4		委 4
ダイオキシン類								

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

*:岡田下簡易水道久田美浄水場については、休止しておりますが、監視のために試験を実施します。

水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

別表2-③

番号	簡易水道名 検査項目	吉田 簡易水道		青井 簡易水道		八戸地 簡易水道		佐波賀 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物								
目2	ウラン及びその化合物								
目3	ニッケル及びその化合物								
目5	1, 2 - ジクロロエタン								
目8	トルエン								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)								
目10	亜塩素酸								
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル								
目14	抱水クロラー								
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12		12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	1	1	1	1	1	1	1
目18	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
目19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1
目20	1, 1, 1 - トリクロロエタン								
目21	メチル-tert-ブチルエーテル								
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)								
目23	臭気強度 (TON)								
目24	蒸発残留物	4	1	4	1	1	1	4	1
目25	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
目26	p H 値	12	6	12	6	12	6	12	6
目27	腐食性(ランゲリア指数)								
目28	従属栄養細菌	委 1		委 1		委 1		委 1	
目29	1, 1 - ジクロロエチレン								
目30	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 4	委 1	委 4	委 1

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

独自に行う項目の試験頻度

別表3-③

簡易水道名 検査項目	吉田 簡易水道		青井 簡易水道		八戸地 簡易水道		佐波賀 簡易水道	
	測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率	12	6	12	6	12	6	12	6
アルカリ度		1		1		1		1
酸度	1	1	1	1	1	1	1	1
侵食性遊離炭酸		1		1		1		1
COD								
BOD								
溶存酸素								
SS								
リン酸イオン								
硫酸イオン								
大腸菌(最確数)		委 4		委 4		委 4		委 4
嫌気性芽胞菌		12		12		12		12
アンモニア態窒素								
全窒素								
全リン								
トリハロメタン生成能								
生物								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等		委 4		委 4		委 4		委 4
ダイオキシン類								

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

別表2-④

番号	簡易水道名 検査項目	野原 簡易水道		瀬崎 簡易水道		岸谷 簡易水道		上根寺田 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物								
目2	ウラン及びその化合物								
目3	ニッケル及びその化合物								
目5	1, 2-ジクロロエタン								
目8	トルエン								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)								
目10	亜塩素酸								
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル								
目14	抱水クロール								
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12		12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	4	1
目18	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
目19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン								
目21	メチル-tert-ブチルエーテル								
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)								
目23	臭気強度 (TON)								
目24	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	4	1
目25	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
目26	pH値	12	6	12	6	12	6	12	6
目27	腐食性(ランゲリア指数)								
目28	従属栄養細菌	委 1		委 1		委 1		委 1	
目29	1, 1-ジクロロエチレン								
目30	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。
目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

独自に行う項目の試験頻度

別表3-④

簡易水道名 検査項目	野原 簡易水道		瀬崎 簡易水道		岸谷 簡易水道		上根寺田 簡易水道	
	測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率	12	6	12	6	12	6	12	6
アルカリ度		1		1		1		1
酸度	1	1	1	1	1	1	1	1
侵食性遊離炭酸		1		1		1		1
COD								
BOD								
溶存酸素								
SS								
リン酸イオン								
硫酸イオン								
大腸菌(最確数)		委 4		委 4		委 4		委 4
嫌気性芽胞菌		12		12		12		12
アンモニア態窒素								
全窒素								
全リン								
トリハロメタン生成能								
生物								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等		委 4				委 4		委 4
ダイオキシン類								

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

水質管理目標設定項目の検査(試験)頻度

別表2-⑤

番号	簡易水道名 検査項目	成生 簡易水道		岡田由里 簡易水道		桑飼 簡易水道		真倉 簡易水道	
		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
		給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
目1	アンチモン及びその化合物								
目2	ウラン及びその化合物								
目3	ニッケル及びその化合物								
目5	1, 2 - ジクロロエタン								
目8	トルエン								
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)								
目10	亜塩素酸								
目12	二酸化塩素								
目13	ジクロロアセトニトリル								
目14	抱水クロラー								
目15	農薬類								
目16	残留塩素	12		12		12		12	
目17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	4	1	4	1
目18	マンガン及びその化合物	委 1	委 1	委 4	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1
目19	遊離炭酸	1	1	1	1	1	1	1	1
目20	1, 1, 1 - トリクロロエタン								
目21	メチル-tert-ブチルエーテル								
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)								
目23	臭気強度 (TON)								
目24	蒸発残留物	1	1	1	1	4	1	4	1
目25	濁度	12	6	12	6	12	6	12	6
目26	pH 値	12	6	12	6	12	6	12	6
目27	腐食性(ランゲリア指数)								
目28	従属栄養細菌	委 1		委 1		委 1		委 1	
目29	1, 1 - ジクロロエチレン								
目30	アルミニウム及びその化合物	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1	委 1

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

目4、目6、目7及び目11は、項目の削除に伴う欠番。

独自に行う項目の試験頻度

別表3-⑤

簡易水道名 検査項目	成生 簡易水道		岡田由里 簡易水道		桑飼 簡易水道		真倉 簡易水道	
	測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)		測定回数(回/年)	
	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
電気伝導率	12	6	12	6	12	6	12	6
アルカリ度		1		1		1		1
酸度	1	1	1	1	1	1	1	1
侵食性遊離炭酸		1		1		1		1
COD								
BOD								
溶存酸素								
SS								
リン酸イオン								
硫酸イオン								
大腸菌(最確数)		委 4		委 4		委 4		委 4
嫌気性芽胞菌		12		12		12		12
アンモニア態窒素								
全窒素								
全リン								
トリハロメタン生成能								
生物								
溶性ケイ酸								
クリプトスポリジウム等		委 4		委 4		委 4		委 4
ダイオキシン類								

(注) 委:厚生労働大臣登録の水道水質検査機関に委託して実施します。

別図－1 舞鶴市簡易水道施設位置図

